

青森県明るい選挙推進運動要領

1 目 的

この要領は、明るい選挙推進運動を県民運動として円滑かつ効率的に推進するため、県及び市町村の関係機関・団体が一体となって行うべき基本方針を定めることを目的とする。

2 運動の基本

民主主義の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに、かつ適正に行われることが不可欠の要件である。そのためには、政党及び公職の候補者をはじめとする選挙運動に携わる関係者すべてが良識ある行動をとることが望まれることはもちろんであるが、より一層重要なことは、県民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識及び高い選挙道義を身につけることである。

そのためには、各種研修会における話し合い活動を充実させ、県民一人一人の政治的判断能力を高める必要がある。

また、将来を担う子どもたちにも、早い段階から社会の一員、主権者という自覚を持たせるためにも、学校教育との連携が重要となる。

したがって、本年度における明るい選挙推進運動は、次に掲げる基本的な考え方にに基づき、重点的かつ効果的な事業を推進するものとする。

(1) 明るい選挙推進体制の強化

明るい選挙推進運動が真の県民運動として定着するためには、民間団体の自主的、積極的な活動が不可欠の要件である。

このため、運動の中核的な組織である明るい選挙推進協議会の一層の充実・強化に努めるとともに、行政サイドにおいても、県と市町村及び市町村相互間の連携を更に深め、明るい選挙推進運動の計画的かつ効率的な推進を図るよう努めるものとする。

(2) 環境基盤の醸成

明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、この運動の意義の周知を図るとともに、県民が選挙、政治等を身近なものにするための啓発を行うものとする。

これらについては、県・市町村の関係機関、明るい選挙推進協議会、その他の団体等あらゆる機関を通じて行うとともに、マスメディアの積極的な活用をも考慮しながら、この運動の推進の気運の醸成を図るものとする。

(3) 社会教育機関・団体との連携

明るい選挙推進運動は、すべての有権者が主権者としての自覚を高めるとともに、豊かな政治常識を身につけることを終局の目的としており、社会教育活動の領域と密接な関係を持っている。

このことから、社会教育機関・団体との連携を強化し、地域づくりをめざした生活学習から政治学習への展開をより一層推進するものとする。

(4) 指導者養成の推進

話し合い学習を中心とする明るい選挙推進運動を、リーダーによる適切な指導のもとに進めるため、リーダーの養成と既存リーダーの資質の向上を図るための研修会等を行うものとする。

(5) 話し合い学習活動の推進

自主的な話し合い学習活動ないし行動実践が明るい選挙推進の基本的態様であることから、グループの適切な育成及び運動の指導を行うものとする。

(6) 明るい選挙推進運動の普及拡大

明るい選挙を実現させるためには、明るい選挙推進協議会をはじめとする各団体が主体的に活動を推進するのみならず、有権者一人一人の明るい選挙推進運動への理解・参画が欠かせないため、これらを対象とした研修会等を実施し、明るい選挙推進運動を普及拡大していくものとする。

(7) 学校教育との連携

将来の有権者である小・中・高校生についても、政治や選挙の意義について正しく理解していただくことが必要であるため、学校教育と連携し、選挙出前講座等を実施するものとする。

3 重点実施事項

重点的に実施すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 選挙をきれいにし、金のかからない選挙の実現を図るため、政治意識の高揚、選挙の倫理化運動の展開、公職選挙法の寄附禁止に係る制度の周知に努める。
- (2) 各地域ですすめられている生涯学習活動と連携することにより、有権者の自治意識及び政治、選挙への参加意識の高揚を図る。
- (3) 青年、女性及び高齢者がこの運動に参加する気運を醸成するため、選挙・政治意識の高揚を図る運動を地域において展開する各層のリーダーを育成していく。
- (4) 明るい選挙推進運動の底辺を広めるためには地域における協議会の活動が重要である。このことから、組織の見直しや教育関係機関及び公民館との連携等により組織・活動の活性化を図る。
- (5) 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことから、将来の有権者である小・中・高校生への働きかけを行い、子どもたちの政治や社会に対する意識を高めるなど、時代に即した新しい役割を担っていく。
- (6) 主権者意識、自治意識及び政治・選挙への参加意識の高揚を図るための学習会、投票総参加の呼びかけ等を行い、投票率向上へ向けた取組みを重点的に実施する。

4 事業実施に当たっての留意点

(1) 全般的事項

ア 明るい選挙推進運動は、県及び市町村を通じて総合的かつ体系的に推進すべきことから、県と市町村の関係機関は相互に協力し、補完しあうこと。

イ 事業の推進に当たっては、地域の実情を考慮し、それに適合する事業を重点的かつ効果的に行うこと。

- ウ 明るい選挙の推進を積極的かつ効率的に行うため、市町村にあっても、協議会、公民館、その他の関係機関が協議の上、明るい選挙推進運動要領を定めること。
- エ 市町村においては、事業の効率化を図る上で、県及び他市町村との共同事業（県の補完事業を含む。）について検討すること。
- オ 事業の日程、内容等については、できるだけ早い時期に定め、一般参加者を予定する場合には、前もって関係機関、事業所等へ協力依頼するとともに、広報紙、広報無線、その他の広報媒体の積極的活用を図ること。

(2) 個別的事項

ア 明るい選挙推進体制の強化

- (ア) 市町村においては、構成員、活動事業内容等組織の見直しを行い、実効ある協議会活動ができる体制作りを努めること。また、県においてもそのための指導、助言等を適宜行っていくこと。
- (イ) 市町村においては、協議会の委員に実践的な青年、女性、白バラ会員、啓発研修の受講生等を積極的に充てること。

イ 環境基盤の醸成

- (ア) マスメディア（テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等）の活用を図るため、関係機関の積極的な協力を求めること。
- (イ) 政治に対する参加は投票をもって終わるのではなく、その後の政党、首長及び議員の活動を見守ることが大切であるので、政党の政策についての話し合い、地域づくりへの参画、議会の傍聴などの重要性を積極的にアピールしていくこと。

ウ 指導者養成の推進

- (ア) 指導者の不足は各市町村とも共通の問題であるので、指導者を養成するため、(財)明るい選挙推進協会が実施する各種研修への参加を推進していく。また、市町村においては県等が主催する各種研修に積極的に参加するよう努めること。
- (イ) 研修参加者の決定に当たっては、予め、協議会、公民館、その他社会教育機関で十分協議を行い、地域の指導者にふさわしい人を掘り起こすこと。
- (ウ) 指導者が日常生活のなかで活動を行い得るような適切な指導・助言

に努めること。

エ 話し合い学習活動の推進

- (ア) 話し合いグループの組織化を図るため、既存の各種のグループ、サークル等の団体についてもその活動を通して政治意識を喚起するように指導を行い、また、新規に養成された指導者による新たなグループの結成のための指導を行うこと。
- (イ) 地域にかかわる身近な地方の政治、行政などに関する具体的な生活課題などを積極的に取り入れ、行動と実践に結びつくような研修会、講演会、話し合い活動を積極的に実施すること。

オ 明るい選挙推進運動の普及拡大

- (ア) 既存の各種グループ、サークル等の団体を対象とした活動のほか、一般有権者を対象とした研修等を積極的に実施すること。開催に当たっては、一般の有権者の考えを把握するためにも、広く一般有権者に周知し、参加していただくこととすること。

カ 学校教育との連携

- (ア) 各教育機関と連携・協力し、小学校、中学校及び高等学校における選挙出前講座の実施や、児童会・生徒会役員の選挙や学校行事における投票箱等の貸出しなど、小・中・高校生を対象とした活動を積極的に行うこと。